

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 30 年 8 月 31 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1800016号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1800016号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額
の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年9月2日から平成2年11月20日まで

A社に勤務していた期間の月々の給与支給額は年々下がったことはなく、請求期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、給与の総支給額に見合う標準報酬月額に比べて低い額で記録されているので、標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録により、A社において、請求者が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和46年9月並びにその前後の同年8月及び同年10月の3か月間に被保険者資格を取得している者は、請求者を除き31人確認できるところ、そのうちの28人の資格取得時の標準報酬月額は、請求者と一致していることが確認できる上、請求者と同時期に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、請求者の被保険者資格喪失後に資格を喪失している同僚12人及び請求者が名前を挙げた同僚3人の請求期間に係る標準報酬月額は、請求者と概ね同額の標準報酬月額で推移していることが確認できる。

また、上記同僚15人のうち、文書照会が可能な10人に照会したが、自身の給与総支給額と標準報酬月額を比較して、かい離があると回答している者並びに請求期間当時の給与総支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細等を所持している者はいなかった。

さらに、オンライン記録により、請求期間当時の事業主は、既に死亡していることが確認できる上、B社は、請求期間当時の賃金台帳等の資料はないと回答しており、請求者も、請求期間に係る給与明細書等の資料を所持していないことから、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

加えて、請求者の請求期間に係る被保険者原票及びオンライン記録に、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険

料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1800015号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1800017号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年5月28日から同年6月1日まで

私は、A社に勤務していた昭和59年2月に出産し、育児の都合で勤務形態が変更になったことから、同年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、国民年金に切り替えた。その後も継続して昭和60年夏頃まで勤務していたところ、国民年金の被保険者資格取得日は昭和59年6月1日とされているが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年5月28日とされている。厚生年金保険の資格喪失日は、国民年金の資格取得日と同日であるはずなので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が後任者として記憶する同僚は、請求者について、自身がA社に入社したと記憶する昭和60年2月よりも前に事務職として勤務しており、自身の入社後もアルバイトとして勤務していたことを記憶していることから、請求者は、請求期間において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は平成15年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった当時の事業主は、請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、請求者の請求期間に係る人事記録、雇用契約書、賃金台帳等を保存していない旨回答していることから、請求者の勤務形態が変更となった年月日及び請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社において、請求期間及びその前後の期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚12人に文書照会し、6人から回答を得たものの、請求者の勤務形態が変更になり、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した事実及び勤務形態の変更時期を記憶している同僚はいないため、請求者の請求期間における勤務実態について、確認することができない。

さらに、請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票、企業年金連合会から提出

された中脱記録照会（回答）及び厚生年金基金加入員台帳における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和 59 年 5 月 28 日と記録されており、当該記録はオンライン記録と一致している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。